

2．経営健全化計画の履行概況

(1) 15 年 3 月期業務改善命令への対応の進捗状況

「経営健全化計画に係る 15 年 3 月期の収益目標と実績との乖離が相当程度にとどまらず大幅なものであり、かつ、積極的な不良債権処理を考慮してもなお大幅に乖離しており、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる」ことを理由として、15 年 8 月、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第 20 条第 2 項及び銀行法第 52 条の 33 第 1 項の規定に基づき、行政処分(業務改善命令)を受け、業務改善計画を提出いたしました。

16 年 3 月期におきまして、当社の収益の中核である三井住友銀行の当期利益は 3,011 億円と計画(1,000 億円)を大幅に上回る実績となったほか、後述の業務再構築の進捗状況以降に記載の通り、各項目とも順調な進捗となっております。また、公的資金の返済原資となる当社およびその 100%子会社における 16 年 3 月期の合算剰余金につきましても、1 兆 7,964 億円と計画(1 兆 5,906 億円)を大幅に上回る実績となりました。

以上のように、当社は業務改善計画に掲げた収益向上等の諸施策を着実に実施し、計画を上回る実績を計上いたしました。

今後とも、引き続き経営努力を重ね、収益力の強化を図り、公的資金 1 兆 3,010 億円の早期返済に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、業務改善計画の 16 年 3 月期における進捗状況につきましては、取締役会に報告の上、5 月 31 日に金融庁に提出いたしました。